

# 外国為替資金特別会計剰余金の発生と一般会計繰入

予算委員会調査室 藤井 亮二

## 1. はじめに

外国為替資金特別会計は、外国為替等の売買のために運用される外国為替資金に関する経理を明確にするために設置された特別会計である。外国為替資金特別会計からは、決算で生じた剰余金を活用して昭和 57 年度以降、ほぼ毎年のように一般会計に繰入れが行われている。同特別会計からの繰入れは平成 24 年度までに累計 33 兆円超に達し、この間の日本銀行による国庫納付金総額 25 兆 7,291 億円を大きく上回っている。この意味で、外国為替資金特別会計からの繰入れは、一般会計にとって重要な財源となっていると考えられる。

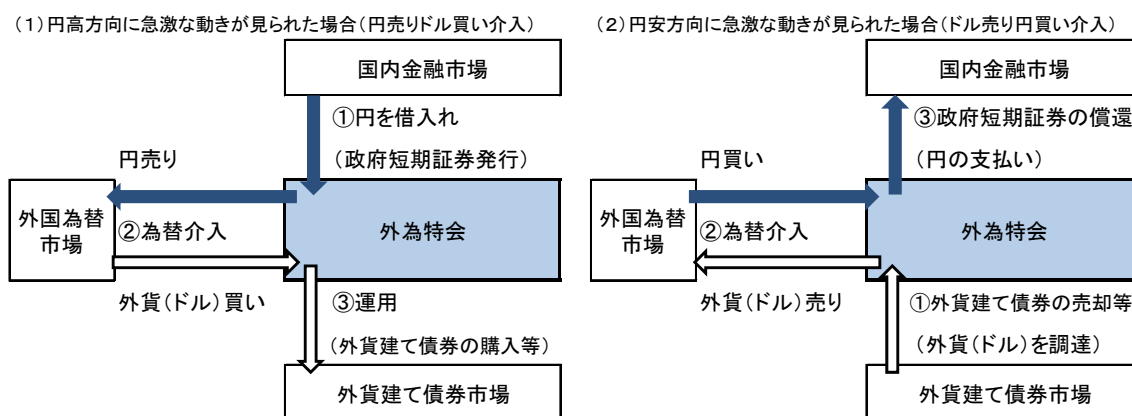
本稿では、国の決算書に示された外国為替資金特別会計の損益計算書に着目して、一般会計への繰入れが行われる仕組みについて述べてみたい。

## 2. 外国為替資金特別会計の概要

### (1) 役割と財政収支

外国為替資金特別会計は、外国為替相場の安定（為替相場の急激な変動の際の為替介入など）のために、「特別会計に関する法律」（平 19 法第 23 号）に基づいて設置されている。その前身は昭和 24 年、外貨管理権が連合国最高司令官総司令部（GHQ）から我が国に委譲されたことに伴って創設された外国為替特別会計であり、同 26 年に外国為替資金特別会計（以下「外為特会」という。）に名称と仕組みが改められている。

図表 1 為替介入時の資金の流れ



(出所)関税・外国為替等審議会 第9回外国為替等分科会(平19.1.17)資料。

まず、外為特会の役割を確認しておく。外為特会は、外国為替相場の安定、つまり、主に為替相場の急激な変動の際の為替介入を行うために設置されている（図表1参照）。例えば、円高方向に急激な動きが見られた場合には、外為特会は国内金融市場から政府短期証券を発行して円を借り入れ、為替介入として外国為替市場において円を売って外貨（ドル）を購入する（円売りドル買い介入）。為替介入で得た外貨（ドル）は外貨建て債券の購入等によって運用することとなる。逆に、円安方向に急激な動きが見られた場合には、外為特会は外貨建て債券の売却等によって外貨（ドル）を調達して、為替介入として外国為替市場において外貨（ドル）を売って円を購入する。為替介入で得た円により、政府短期証券を償還することとなる（ドル売り円買い介入）。

外為特会は、為替介入等の外国為替等による売買益、保有する資金の運用益等を歳入とし、円の借入れのために発行する政府短期証券の割引料や外国為替資金の運営上必要な事務取扱費、外国為替売買等の売買手数料等の諸支出金等を歳出として経理している。毎年度の歳入と歳出の差額が単年度の利益、つまり決算上剰余金として発生することとなる。これらの外為特会に係る損益収支は、毎年国会に提出される「特別会計決算参照書」に記載されて明らかにされている（図表2）。

図表2 外国為替資金特別会計損益計算書

損益計算書(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

損 失		利 益	
科 目	金額(円)	科 目	金額(円)
事務取扱費	1,501,671,450	外国為替等売買差益	891,695,112,791
諸支出金	28,147,399,993	運用収入	2,093,925,394,305
借入金利子	108,520,004,483	雑収入	5,705,691,720
本年度利益	2,853,157,122,890		
合 計	2,991,326,198,816	合 計	2,991,326,198,816

(出所)「平成24年度特別会計決算参照書」46頁。

例えば、平成24年度決算では、利益が外国為替等売買差益8,917億円、運用収入2兆939億円等の合計2兆9,913億円、損失が事務取扱費15億円、諸支出金281億円、借入金利子1,085億円の合計1,382億円であり、利益と損失の差

額である 2 兆 8,532 億円が本年度利益、つまり剰余金である。

## (2) 外為特会の利益

「特別会計決算参照書」に記載された外為特会・損益計算書によって、同特別会計の収支構造を分析したい。平成元年度から 24 年度までの損失及び利益の推移についてまとめた図表 3 を見ていく。

図表 3 外国為替資金特別会計収支の推移

(単位:億円)

年度	損失							利益				
	一般会計 へ繰入	事務取 扱費	諸支出金	借入金 利息	外国為替 等売買差 損	本年度 利益	合計	外国為替 等売買差 益	運用収入	雑収入	前年度 剰余金受 入	合計
平成元	-	6	13	5,761	-	11,064	16,844	3,835	13,010	0	-	16,844
2	1,125	6	14	8,722	224	2,474	11,441	-	12,566	0	-	12,566
3	-	7	15	8,154	-	2,892	11,067	125	10,941	0	-	11,067
4	-	8	14	5,195	155	4,347	9,719	-	9,719	0	-	9,719
5	-	8	15	3,741	-	9,131	12,895	3,838	9,056	0	-	12,895
6	-	9	15	3,378	-	8,596	11,998	2,239	9,759	0	-	11,998
7	3,500	10	17	1,649	866	6,782	9,324	-	12,824	0	-	12,824
8	2,000	10	16	1,097	-	12,368	13,492	244	15,248	0	-	15,492
9	-	10	27	1,162	-	17,614	18,813	1,737	17,028	49	-	18,813
10	-	11	27	780	-	21,299	22,117	4,852	17,264	0	-	22,117
11	-	18	22	322	-	26,058	26,419	9,104	17,177	138	-	26,419
12	-	29	18	1,109	-	22,332	23,488	1,808	21,681	0	-	23,488
13	-	28	32	88	-	21,744	21,891	828	21,063	0	-	21,891
14	1,500	27	106	27	-	17,353	17,513	35	18,978	0	-	19,013
15	-	30	124	74	-	36,456	36,684	19,234	17,450	0	-	36,684
16	-	36	182	54	-	22,255	22,527	9	22,518	0	-	22,527
17	-	32	389	76	-	29,653	30,150	12	30,138	0	-	30,150
18	-	34	240	3,517	-	35,322	39,114	47	39,066	1	-	39,114
19	-	13	231	6,022	-	39,268	45,533	414	45,117	1	-	45,533
20	-	14	194	5,279	-	33,761	39,248	841	38,402	5	-	39,248
21	-	14	150	1,668	-	29,225	31,058	1,576	29,481	2	-	31,058
22	3,500	14	109	1,263	-	29,819	31,204	3,195	27,290	0	4,218	34,704
23	2,309	14	175	1,177	-	25,571	26,938	2,872	23,577	2	2,796	29,246
24	-	15	281	1,085	-	28,532	29,913	8,917	20,939	57	-	29,913

(出所)「特別会計決算参照書」より作成。

まず、利益については、その大半が運用収入によって生み出されている（平成 15 年度は例外的に外国為替等売買差益の規模が運用収入を上回っている。この背景については後述）。平成 24 年度決算の利益 2 兆 9,913 億円のうち、運用収入が 2 兆 939 億円を占めている。「運用収入」は、外為特会が保有する資産を外貨預金や外貨証券等の形で運用し、あるいは、決算上剰余金の全部又は一部を積立金として財政融資資金に預託して運用することによって生ずる利子収入である。外為特会の貸借対照表（平成 24 年度末現在）には、利子収入を発生す

る資産として外貨証券 94 兆 7,354 億円、外貨貸付金 3 兆 5,430 億円、円貨預け金 14 兆 9,324 億円、円貨貸付金 1 兆 1,826 億円等が記載されている。

金融市場や為替市場への影響を考慮して外貨資産の内訳は公表されていないが、谷垣財務大臣（当時）が「米ドル建ての資産が相当なウェートを占めている、なかんずく米国債の割合が大きくなっている」<sup>1</sup>と国会で答弁し、また、行天豊雄・元大蔵省財務官が「買ったドルは…現状では大半が米国の国債に投資されている。」<sup>2</sup>と述べていることから、外貨資産の運用において米国債の占める割合が多いことを窺い知ることができる。近時では米国・長期国債 10 年物の金利が 2.5～3%程度と比較的高い水準にあり、同時に運用資産の規模が大きいことなどから、外貨証券と外貨定期預け金に係る運用収入だけでも 2 兆円程度に上り、外為特会の運用収入の 9 割以上の収益を占めている（図表 4 参照）。

図表 4 外貨証券及び外貨定期預け金に係る運用資産利回りの推移

(単位: 億円)

項目	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
外為特会の運用収入a	38,402	29,481	27,290	23,577	20,939
うち外貨証券及び外貨定期預け金					
運用収入b	36,039	27,030	24,988	21,503	18,986
運用資産平残	974,288	876,628	797,612	807,730	895,488
運用資産利回り	3.69%	3.08%	3.13%	2.66%	2.12%
b/a	93.8%	91.7%	91.6%	91.2%	90.7%

(出所) 財務省「平成24年度決算の説明」290頁等より作成。

運用収入に次ぐ収益源が、外国為替等売買差益である。平成 24 年度決算で 8,917 億円、23 年度決算において 2,872 億円の利益を上げている。

外国為替等売買差益を分析する際に注意すべきは、その算出の方法である。外国為替資金が外国為替等の売買を行うことにより売買益又は売買損が発生することとなるが、その利益又は損失の算出が一般的な計算方法とは異なっている。そのため、以下で詳しく見ておきたい。

### (3) 外国為替等売買差益の算出方法

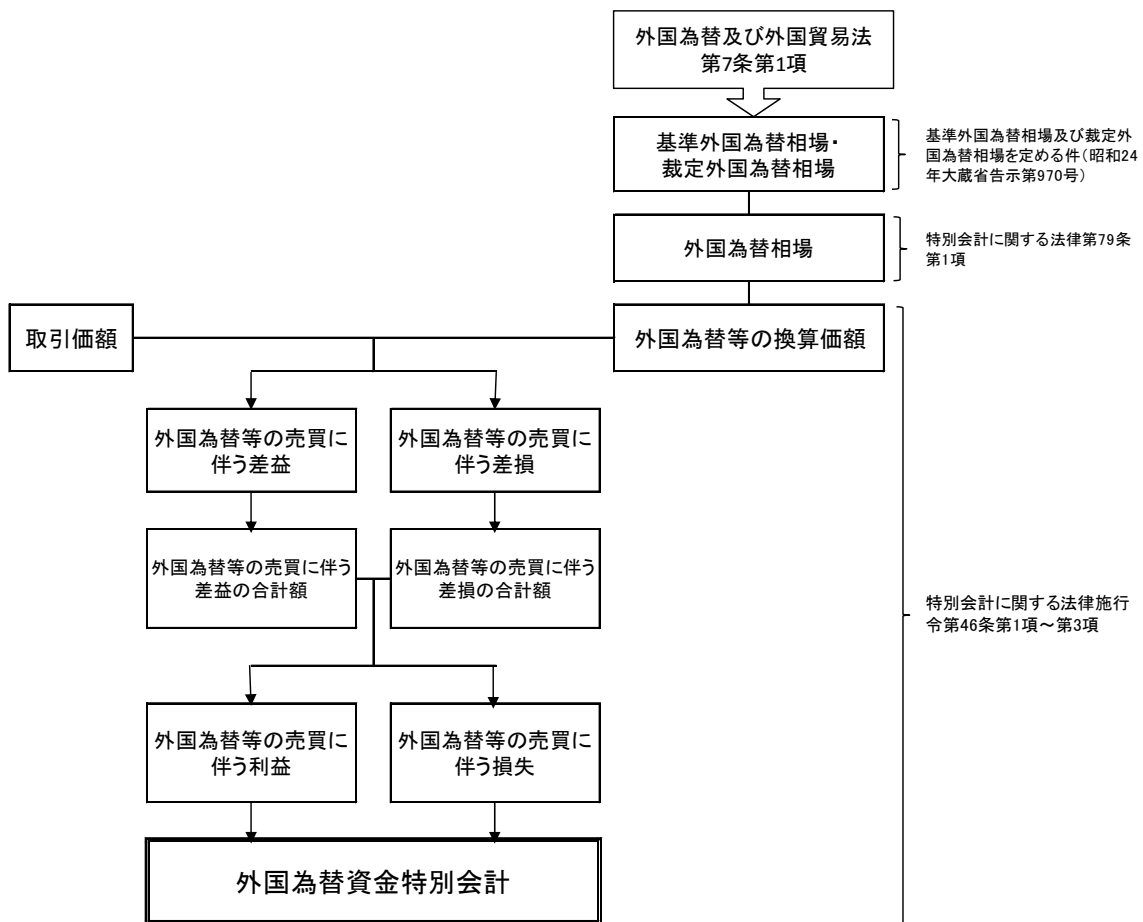
一般的には商品の売買損益は、仕入価額と売却価額を比較して売買損益を計

<sup>1</sup> 第 119 回国会衆議院予算委員会議録第 3 号 19 頁（平 16. 1. 27）の谷垣財務大臣答弁。

<sup>2</sup> 行天豊雄「巨額為替介入の問題点：規模だけの介入では市場は納得しない」『週刊東洋経済』2004 年 4 月 17 日号 96 頁。

算する。これに対して外為特会の場合は、「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場を定める件」(昭和24年12月大蔵省告示第970号)で示した基準外国為替相場(米国通貨の為替相場)又は裁定外国為替相場(米国通貨以外の為替相場)に基づいて「外国為替等の換算価額」という一定の金額を決め、外国為替等の売買が行われる都度、その取引時に、実際の取引価額と「外国為替等の換算価額」の差額を差益又は差損として認識する<sup>3</sup>。それぞれの差益又は差損を、年間を通して合計し、差益の合計額が差損の合計額を超過するときは、その超過額に相当する金額を売買差益(外国為替等の売買に伴う利益)として外為特会の当該年度の歳入に計上することとなる<sup>4</sup>(図表5参照)。

図表5 外国為替等の売買に伴う利益又は損失の算出の流れ



(出所)筆者作成。

逆に、差損の合計額が差益の合計額を超過するときは、その超過額に相当する金額を外国為替等の売買に伴う損失として認識し、同特会の当該年度の歳出

<sup>3</sup> 特別会計に関する法律施行令第46条第2項及び第3項。

<sup>4</sup> 特別会計に関する法律第78条第1項。特別会計に関する法律施行令第46条第1項。

をもって補てんすることとなる<sup>5</sup>。

外国為替等の売買に伴う差益又は差損を算出するに当たって、ポイントは「特別会計に関する法律施行令」第46条に規定されている「外国為替等の換算価額」である。換算価額を決める外国為替相場は、「特別会計に関する法律」第79条第1項に規定する外国為替相場とされており<sup>6</sup>、それは「外国為替及び外国貿易法」第7条第1項に基づき、「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場を定める件」（昭和24年12月大蔵省告示第970号）（以下「昭和24年告示」という。）によって定められることになる。つまり、外為特会の利益又は損失を確定する基準となる外国為替相場及びそれを踏まえて換算された価額の法的根拠は、昭和24年告示にあることになる（図表5参照）。

昭和24年告示において規定される「基準外国為替相場」は米国通貨に係る為替相場であり、当初（昭和24年12月時点）は、1ドル=360円とされた<sup>7</sup>。その後、昭和46年12月19日大蔵省告示第134号によって改正されて1ドル=308円と切り上げられ、48年2月の為替変動相場制への移行後も、しばらくは基準外国為替相場は1ドル=308円が維持されていた<sup>8</sup>。

しかし、昭和53年からは半年ごとに、それ以前の半年間の為替相場を基に決定される方式<sup>9</sup>に変更され、更に平成22年1月からは、「当該月の前々月中における実勢相場の平均値」を基に決定されることとなった<sup>10</sup>。つまり、半年ごとに為替相場の基準を決定する方式から、毎月の実勢を見ながら為替相場を設定し直す方式に変更され、その時点に、より近い時点における為替相場で利益又は損失が確定されるようになったと言える。外為特会の毎月の収支状況及び財務状況が公表されていないために詳細は不明であるが、基準外国為替相場を毎月見直すことによって、従前の方式の下での運用に比べ外国為替等の売買に伴う差益又は差損に何らかの影響が生じるのではないかと考えられる。

「裁定外国為替相場」は、当初は昭和24年告示により、英国通貨に関して1

---

<sup>5</sup> 平成になって以降、決算ベースで損失が生じたのは平成2年度の224億円、4年度の155億円及び7年度の866億円の3回であり、その時には損益計算書上に外国為替等売買差損として計上されている。

<sup>6</sup> 特別会計に関する法律施行令第46条第2項第1号。

<sup>7</sup> 基準外国為替相場及び裁定外国為替相場を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第970号）。

<sup>8</sup> 昭和40年代後半、日本は黒字累積が著しく、米国等から通貨切り上げを求められていた。しかし、当時の田中角栄総理大臣が国会で、円切上げが不可避の場合は「相当な政治責任が生ずる」（昭47.11.9参議院予算委員会）と答弁しているように、円切上げは政治的障害が大きかったことから、変動為替相場制への移行を選択し、円の切り上げは当面は行われなかった（小宮・須田（1983）28頁）。

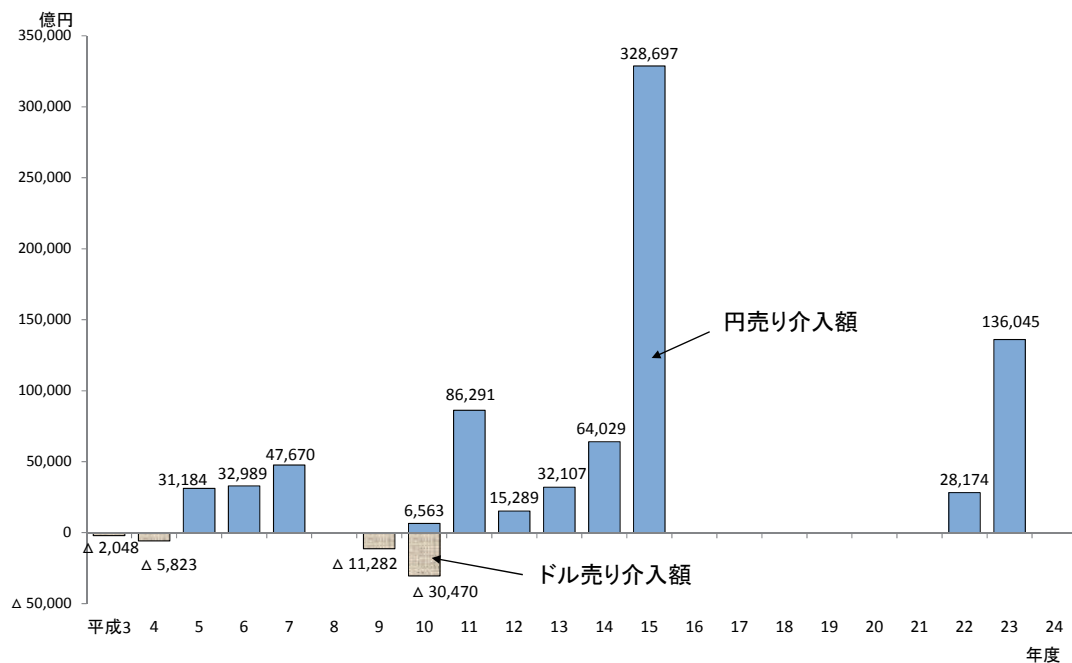
<sup>9</sup> 昭和52年12月17日大蔵省告示第119号による改正。

<sup>10</sup> 平成21年7月17日財務省告示第248号による改正。

ポンド=1,008 円<sup>11</sup>と規定されているだけであったが、29 年 1 月に同告示が改正されて、「大蔵大臣が日本銀行本店において公示する相場」に改められた。その後、同年 7 月、「裁定外国為替相場」の対象に、英国通貨のほかカナダ通貨とスイス通貨が加えられるなど対象通貨が徐々に拡大されて、現在では「裁定外国為替相場」は、「アメリカ合衆国通貨以外の外国通貨：財務大臣が日本銀行本店において公示する相場」と規定されて、米国通貨以外はすべて、毎月「財務大臣が日本銀行において公示する相場」によって決定されている。

なお、為替相場の急激な変動に対応して為替介入が行われることによって、外国為替等売買差益が大きく振れることがある。例えば、平成 15 年度に 1 兆 9,234 億円の外国為替等売買差益を上げている（図表 3）。同年 7 月頃まで 1 ドル=120 円程度で推移していた為替相場が、グリーンSPAN 米国連邦準備制度理事会議長（当時）が政策金利引下げを示唆したことを契機に米国短期金利の低下予測が広まり、1 ドル=115 円程度に円高が進行し、同年 10 月には 110 円超の円高となった。我が国政府は為替介入（円売りドル買い）を実施して、15 年度中に過去最大の 32 兆 8,697 億円の円売り介入を行い（図表 6）、これを主な要因として外為特会に 2 兆円近い外国為替等売買差益が生じたと考えられる。

図表 6 為替介入の状況



(出所)財務省「外国為替平衡操作の実施状況」より作成。

<sup>11</sup> 基準外国為替相場及び裁定外国為替相場を定める件(昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 970 号)。

#### (4) 外為特会の損失

外為特会の主な損失である借入金利子を見ていきたい(図表3)。外為特会が円を借り入れるために発行した政府短期証券の利子の支払等のための支出である。平成24年度決算では1,085億円となっている。この経費は、「特別会計に関する法律」第17条第1項の規定によって国債整理基金特別会計へ繰り入れられることになっている。

借入金利子の支出額は、借入金の規模とともに金利動向によっても影響を受ける。平成24年度、25年度及び26年度の各予算において、予算編成時には外為証券利子の想定金利を0.75%として利払費を計上していた。しかし、実際の金利は想定金利を下回り、例えば、平成26年6月16日発行の国庫短期証券(3か月)(第459回)は、想定金利0.75%を大きく下回る0.0372%で発行された。実績が想定金利を下回ったため、借入金利子に係る支出は抑制され、決算段階では不用額が出る場合が多くなっている。

「平成24年度特別会計決算参照書」によると、平成24年度外為特会・歳出の「国債整理基金特別会計へ繰入」は、歳出予算額1兆2,550億円に対して支出済予算額は1,090億円(歳出予算額に対して8.7%)にとどまり、不用額は1兆1,460億円であった。その理由として「外国為替資金証券利子の支払が予定を下回ったこと、国際通貨基金通貨代用証券利子の支払がなかったこと等のため」<sup>12</sup>とあり、金利のギャップが要因のひとつであったことが示されている。

次に、一般会計繰入れを見ていきたい。(図表3)の「損失」欄に「一般会計へ繰入」の項目があり、外為特会から一般会計に対して、平成2年度に1,125億円、7年度に3,500億円、8年度に2,000億円等が記載されている。これらの法的根拠は、税収の落ち込み等による歳入不足を補うことを目的として制定された特例法等<sup>13</sup>である(次項で詳しく見ていきたい)。

### 3. 剰余金の発生と一般会計への繰入

#### (1) 剰余金から一般会計繰入へ

外為特会は、運用収入や外国為替等売買差益等の安定的に大規模な収入が期待できる歳入構造と、低金利の下で抑制されやすい歳出構造とを背景に、近年

<sup>12</sup> 「平成24年度特別会計決算参照書」45頁。

<sup>13</sup> 「平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」(平7法第60号)による3,500億円の繰入、「平成22年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」(平22法第7号)による3,500億円の繰入等。



では毎年2兆円から3兆円程度の剰余金を発生させてきている（図表7）。

図表7 外国為替資金特別会計における剰余金の一般会計繰入等の推移

(単位:億円、%)

年度	決算上剰余金(1)	一般会計繰入		積立金	剰余金のうち翌年度の一般会計繰入の比率	年度	決算上剰余金(1)	一般会計繰入		積立金	剰余金のうち翌年度の一般会計繰入の比率
		外為特会法・特会法繰入	特例法等繰入(2)					外為特会法・特会法繰入	特例法等繰入(2)		
昭和26	14	-	-	-	100.0	昭和57	7,768	2,000	-	30,615	59.2
27	19	14	-	0	-	58	3,917	4,600	-	32,714	56.2
28	60	-	-	19	-	59	4,739	2,200	-	34,431	65.4
29	18	-	-	79	-	60	3,438	3,100	-	36,070	77.1
30	11	-	-	97	-	61	9,570	2,650	-	36,859	27.2
31	5	-	-	108	-	62	9,351	2,600	-	43,829	15.0
32	38	-	-	113	-	63	6,995	1,400	-	51,780	-
33	▲1	-	-	151	-	平成元	11,064	-	-	58,775	-
34	▲2	-	-	150	-	2	2,474	-	1,125	69,839	76.8
35	4	-	-	148	-	3	2,892	1,900	-	70,413	51.9
36	46	-	-	151	-	4	4,347	1,500	-	70,064	64.4
37	21	-	-	197	-	5	9,131	2,800	-	71,611	90.9
38	29	-	-	219	-	6	8,596	8,300	-	72,442	73.3
39	39	-	-	248	-	7	6,782	6,300	3,500	74,739	78.1
40	53	-	-	287	-	8	12,368	5,300	2,000	76,221	75.2
41	66	-	-	340	-	9	17,614	9,300	-	79,289	79.5
42	86	-	-	406	-	10	21,299	14,000	-	80,874	70.4
43	99	-	-	492	-	11	26,058	15,000	-	87,173	55.6
44	170	-	-	590	-	12	22,332	14,500	-	98,731	61.3
45	211	-	-	315	-	13	21,744	13,700	-	107,363	90.6
46	1,599	-	-	527	-	14	17,353	19,700	1,500	109,406	86.4
47	109	-	-	2,126	-	15	36,456	15,000	-	111,760	38.9
48	6	-	-	2,235	-	16	22,255	14,190	-	134,026	63.8
49	2,199	-	-	2,242	-	17	29,653	14,190	-	142,091	54.7
50	860	-	-	4,440	-	18	35,322	16,220	-	155,524	46.1
51	116	-	-	5,301	-	19	39,268	16,290	-	174,557	54.2
52	5,832	-	-	5,417	-	20	33,761	21,268	-	195,825	71.1
53	7,453	-	-	11,246	-	21	29,225	24,000	-	205,586	85.6
54	5,156	-	-	18,699	-	22	29,819	25,007	3,500	205,586	90.6
55	3,241	-	-	23,297	-	23	25,571	27,023	2,309	204,828	77.1
56	6,076	-	-	26,538	-	24	28,532	19,725	-	210,674	67.6

(注1)昭和45年度には、IMFへの追加出資の財源に充てるため、積立金より445億円を充当。

(注2)特例法等繰入は、平成2年度は「湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成2年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律」による。平成7年度、8年度、14年度及び22年度は各年度の財政運営特例法による。23年度は東日本大震災財源確保法による。

(注3)「剰余金のうち翌年度の一般会計繰入の比率」は、分母を当該年度の「決算上剰余金」として、分子を翌年度欄の「一般会計繰入」外為特会法・特会法繰入」として計算した比率。

(資料)会計検査院「決算統計」、予算書より作成。

昭和 26 年度に、外国為替特別会計から現在の仕組みを持つ外為特会に改められてからは、27 年度以降、毎年の決算上剰余金は 56 年度までその全額を積立金として積み立ててきた<sup>14</sup>。しかし、57 年度からは積立金に積み立てる一方で、剰余金の多くが一般会計に繰り入れられるようになった。次にその背景について触れておきたい。

昭和 50 年代以降、本格的な特例公債発行の時代を迎えると、我が国財政は厳しい状況に追い込まれることとなった。財政再建は我が国にとって緊喫の課題となり、57 年度予算編成に向けて、概算要求枠として一般政策経費の伸び率をゼロとしたいいわゆるゼロ・シーリングが決定された。

ゼロ・シーリングの設定によって各省からの概算要求総額が抑制されて、昭和 57 年度予算編成は順調に進むと思われたが、①人事院勧告の実施に伴う公務員給与等の上積み分約 4,000 億円、②国民健康保険・児童扶養手当の一部地方負担の見送り分約 2,700 億円、③災害復旧事業費の追加約 1,500 億円、④為替レート変動に伴う約 1,500 億円の歳出増加要因の発生、さらに、税収が約 7,000 億円落ち込むことが見込まれることにより約 1 兆 6,700 億円の財源不足を生ずることとなった。そのため、財源対策として法人税延納の圧縮 1,440 億円、貸倒引当金の縮減 950 億円等の実質増税が行われ、歳出においては地方交付税交付金 1,135 億円の減額留保、国民健康保険療養給付費補助金 1,837 億円の削減等の財源対策が採られた。

こうした財源対策の一環として、昭和 57 年度一般会計歳入に外為特会から 2,000 億円の繰入れが行われ、さらに、58 年度予算に向けては対前年度比▲5%のマイナス・シーリングが設定されて超緊縮予算の編成が迫られ、前年度に引き続き外為特会から一般会計に対して 4,600 億円が繰り入れられることとなった。それ以降、外為特会で生じた決算剰余金は、ほぼ毎年のように「予算で定めるところにより」一般会計の歳入に繰り入れられる状況が続いている。

近年では、剰余金のうち半分以上が翌年度の一般会計歳入に繰り入れられることが多く、年度によっては決算上剰余金の 9 割以上に当たる 2 兆円程度が翌年度の一般会計歳入予算の財源とされている。例えば、平成 24 年度決算では、歳入が 2 兆 9,913 億円に対して歳出が 1,381 億円となり、その結果、剰余金 2 兆 8,532 億円が生じた。剰余金のうち 1 兆 9,286 億円が平成 25 年度一般会計歳

<sup>14</sup> もともとは、決算上剰余金は一般会計に繰入れ、不足する場合には一般会計から補てんすることになっており、当初の利益は一般会計に繰り入れられた。昭和 28 年 8 月の特別会計法改正によって剰余金を積立金として積み立てることができるようになり、不足する場合には積立金から補足することになった（須田（1999）212 頁より）。

入に繰り入れられ、残りの9,245億円は積立金として積み立てられている。

外為特会から一般会計への繰入れは、「特別会計に関する法律」第8条第2項の規定に基づいて「予算で定めるところ」により、一般会計に繰り入れられるだけでなく、特例法等の規定に基づいて実施されることがある(図表7)。例えば、第174回国会で成立した「平成22年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」(平22法第7号)は、特別会計に関する法律の規定による外為特会から一般会計歳入への繰入れのほか、3,500億円を一般会計歳入に繰り入れることができることとしている。また、第177回国会で成立した「東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」(平23法第42号)は、決算上の剰余金の繰入れに加えて、外為特会から2,309億円を一般会計に繰り入れることができるとしている。

特例法等の規定に基づく繰入れも決算上剰余金の繰入れも、外為特会の剰余金を財源として一般会計へ繰り入れる点では共通するものの、前者が当初予算においてあらかじめ予算計上した繰入れであるのに対して、後者の場合は決算の結果として生じた剰余金を翌年度の歳入へ繰り入れる点で異なっている。

## (2) 積立金制度の見直し

決算上剰余金が生じた場合、外為特会の健全な運営を確保するために必要な金額が積立金として積み立てられ、全額が財政融資資金に預託されてきた。しかし、「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律」(平25法第76号)によって、平成26年度からは積立金が廃止され、今後生じる剰余金は一般会計への繰入額以外は、直接外国為替資金に組み入れられることとなった。

積立金制度は、外為特会が債務超過とならないように、貸借対照表上に時価評価による為替差損と見合う形で積立金を積み立ててバランスさせることを目的としていた。積立金に必要な金額は、外国為替相場や市場金利の変動等があっても保有外貨資産に発生する評価損を概ね下回らない水準としての目安である「保有外貨資産の100分の30」として、中長期的にはこの水準まで積み立てることが望ましいとされていた<sup>15</sup>。しかし、積立金制度が見直されて積立金が廃止されると、外為特会の健全運営の確保に必要な資金が確保されているかを示す指標がなくなることを懸念する考えもあった。

この懸念に対しては、『予算書』の外国為替資金特別会計貸借対照表の(注書き)において、「旧特会法第80条第1項の規定による積立金に相当する額

---

<sup>15</sup> 財務省主計局『平成25年版特別会計ガイドブック』65頁。

22,671,292,808,150 円」<sup>16</sup>のように記され、積立金に相当する金額の規模が明瞭にされるので、積立金という概念は使われなくなるが、外為特会の健全性を判断する指標は従来通り示されると考えられる。

今後は予算編成に当たって、一般会計の財政状況を踏まえつつ、「積立金に相当する額」の計数を勘案しながら一般会計歳入への繰入れ又は外国為替資金への繰入れが行われることになるであろう<sup>17</sup>。

#### 4. おわりに

外為特会は、剰余金を発生させやすい構造を内在している。剰余金はその一部が一般会計歳入の財源として充当され、その他は積立金として積み立てられてきた。平成 26 年度から積立金制度は廃止されたものの、積立金に相当する額の規模は示されている。外為特会の健全な運営の確保に係る要請と、一般会計の財源として果たす重要な役割とのバランスを考えながら、予算編成過程において一般会計歳入への適正な繰入れの規模を探っていく必要があると考える。

#### 【参考文献】

大蔵省財政史室編『昭和財政史 昭和 27～48 年度 11 国際金融・対外関係事項(1)』東洋経済新報社、1999 年

奥村勇雄「外国為替資金特別会計の研究」『会計検査資料』2009 年 12 月号～2014 年 7 月号、財団法人建設物価調査会

小宮隆太郎、須田美矢子『現代国際金融論－理論・歴史・政策－歴史・政策編』日本経済新聞社、1983 年 8 月

財政調査会『国の予算（各年度版）』大蔵財務協会

須田美矢子「外国為替資金特別会計と外国為替政策」『学習院大学経済論集』第 36 巻第 2 号、1999 年 8 月

村松帝「両立するか財政再建と経済－57 年度ゼロ・シーリング予算を検討して」『立法と調査』No. 108、1982 年 2 月。

(内線 75321)

<sup>16</sup> 「平成 26 年度特別会計予算参照書」185 頁。

<sup>17</sup> 平成 22 年 12 月 22 日付財務省「外国為替資金特別会計の剰余金の一般会計繰入れルールについて」参照。